# 臨時株主総会資料
# その他の電子提供措置事項
# （交付書面省略事項）

第１号議案　株式会社リョーサンとの株式移転計画承認の件

１．リョーサンの最終事業年度（2023年３月期）に係る計算書類等の内容

（招集ご通知P.39「５．リョーサンに関する事項」）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

菱洋エレクトロ株式会社

# リョーサンの最終事業年度（2023年３月期）に係る計算書類等の内容

## 事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

## Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

### １　事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度（2022年４月１日～2023年３月31日）の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したものの、長期化するロシア・ウクライナ情勢が資源やエネルギー価格の上昇を招き、中国におけるゼロコロナ政策がサプライチェーンの混乱に拍車をかけた他、米欧等の先進国を中心としたインフレ高進に伴う金融引き締めもあり、景気の減速感が強まりました。

わが国経済は個人消費を中心に持ち直しの動きが続いたものの、海外景気の下振れ、供給面での制約や急激な円安の進行等に注視が必要な状況で推移しました。

当社が属するエレクトロニクス業界は、産業機器向けの需要は堅調に推移した一方で、パソコン向けは落ち込みが見られる等の濃淡があった他、半導体や電子部品の供給制約に伴う生産活動への影響もあり、先行き不透明感が高まりました。

このようなマクロ環境下、当連結会計年度の売上高は、第11次中期経営計画の施策である先行投資商材の刈り取り等の効果や既存事業の伸長に加え、円安効果もあり、3,256億57百万円（前期比19.4％増）となりました。営業利益は増収や円安効果、販売管理費効率運用による抑制の結果、154億23百万円（前期比74.1％増）、経常利益は外貨建負債等の評価替えによる為替差損計上等があったものの、133億61百万円（前期比65.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は92億24百万円（前期比72.1％増）となりました。

部門別概況

デバイス事業は、コンシューマや産業機器向け製品を中心に販売が伸長したこと等により、売上高は2,855億80百万円（前期比18.6％増）、営業利益は138億81百万円（前期比83.1％増）となりました。

ソリューション事業は、情報通信向け大型案件に加え、社会インフラ向け製品の販売増加により、売上高は400億76百万円（前期比26.0％増）、営業利益は21億29百万円（前期比49.8％増）となりました。

## 2　設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、３億47百万円であります。このうち主なものは当社の建物附属設備、開発器具及び事務用備品等の取得によるものであります。なお、これに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

## 3　対処すべき課題

①　経営環境と中期経営計画での取り組みについて

当社は、創業以来「企業は公器である」という考え方のもと、エレクトロニクスのシステムコーディネーターとして、人と技術の進歩の融合に向けて取り組んでいます。

当社が属するエレクトロニクス業界では、新型コロナウイルス感染症をひとつの切欠に、全ての産業においてデジタル化が加速しました。その中でも半導体や電子部品は、5G・AI・IoT・自動運転・ロボティクス・DX等のデジタル社会における主要技術を支える基盤として、中長期的に需要は拡大していくことが想定されます。

一方で、今年度につきまして、世界経済は地政学リスクの高まりや、各国の金融引き締めにより引き続き景気減速が見通されており、エレクトロニクス業界においては市況反転が現実的となり、先行き不透明感が高まっています。

このような状況の中、長期ビジョン「RSイノベーション2030」の具体化に向けた第11次中期経営計画（2022年３月期～2024年３月期）は最終年度を迎えます。同計画はこれまでの収益改善に向けた「守備」固めモードから、事業体質変革に向けた「攻め」のモードに経営の軸足をシフトさせることを企図したものです。商権獲得先の深堀やチャネル改革を通じた「ポートフォリオの多様化推進」、地場出資先との協働化を通じた「中華圏ローカル事業の深化」、「先行投資商材の刈り取りと新規投資」、顧客ニーズを起点とする製造事業を含む新規ビジネス参入等の「業態変革に向けた投資」、様々なデジタル技術を活用した「既存ビジネスの効率化」、経営情報整備や教育・リスク管理・ガバナンス等の「基盤整備」を進めていきます。同計画で掲げた2024年３月期経営目標（売上高2,630億円、売上総利益213億円、営業利益69億円、ROE５％）は全期間において達成の見込みです。

②　菱洋エレクトロ株式会社との経営統合について

2023年２月及び同年３月の菱洋エレクトロ株式会社（以下、「菱洋エレクトロ」といいます）による当社株式取得後も、当社と菱洋エレクトロは両社間の交流の活性化を図るとともに、幅広いアライアンスのあり方や事業上のシナジーの具現化に向けた協議を重ねて参りました。その結果、収益力や業務効率の向上を最大限に発揮するには、それぞれが個々で対応する

よりも、対等の精神の下で両社の経営統合を目指すことが必要であると判断し、2023年５月15日に基本合意書を締結いたしました。

両社それぞれがこれまでの長年の歴史の中で築いてきた、お客様との良好なリレーションや優良な商材・ソリューションといった経営資源を新たな枠組みの中で最大限に活かすことで、国内エレクトロニクス商社の新たな中核グループとして、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

また、両社の取扱商材やお客様の重複が限定的であることを踏まえ、規模の拡大による強固な経営基盤の確立や生産性・経営効率の向上に留まらず、取扱商材の相互拡販（クロスセル）や新たな価値創出に繋がるビジネスモデルの構築を推進し、お客様や市場全体が抱える課題・お困りごとの解決につながるソリューションを創出する新たなエレクトロニクス商社像の実現を目指してまいります。

## 4　財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分＼期別 | 第64期 (2019.4～ 2020.3) | 第65期 (2020.4～ 2021.3) | 第66期 (2021.4～ 2022.3) | 第67期 (2022.4～ 2023.3) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 227,297 | 219,884 | 272,647 | 325,657 |
| 経常利益 | 2,916 | 5,122 | 8,085 | 13,361 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,193 | 4,586 | 5,359 | 9,224 |
| 1株当たり当期純利益 | 50.96円 | 195.78円 | 228.75円 | 393.70円 |
| 総資産 | 137,746 | 148,087 | 190,548 | 188,188 |
| 純資産 | 84,935 | 89,609 | 94,724 | 102,731 |

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3．1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分＼期別 | 第64期 (2019.4～ 2020.3) | 第65期 (2020.4～ 2021.3) | 第66期 (2021.4～ 2022.3) | 第67期 (2022.4～ 2023.3) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 144,381 | 138,435 | 170,645 | 190,816 |
| 経常利益 | 827 | 4,045 | 5,535 | 7,660 |
| 当期純利益又は損失（△） | △395 | 3,830 | 2,848 | 5,209 |
| 1株当たり当期純利益又は損失（△） | △16.87円 | 163.49円 | 121.60円 | 222.34円 |
| 総資産 | 100,038 | 104,674 | 131,713 | 113,736 |
| 純資産 | 61,654 | 64,447 | 64,214 | 66,234 |

(注) 1．1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3．1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 5　主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社は、エレクトロニクスの専門商社として、国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っております。

なお、当社の事業は「デバイス」「ソリューション」の２つに事業区分しており、各事業における取扱商品は次のとおりであります。

デ バ イ ス 事 業　　半導体・電子部品

ソリューション事業　　IT機器・ソリューション

## 6　主要な営業所（2023年３月31日現在）

(1) 当社

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社リョーサン | 本　　社 | 東京都千代田区東神田二丁目３番５号 |
| | 販 売 部 ・ 支 店 | 第一販売部・第三販売部・システム機器販売部（以上東京都千代田区）・東北・水戸・高崎・西多摩・湘南・静岡・名古屋第一・名古屋第二・京都・大阪・神戸・姫路・福岡 |
| | 物 流 セ ン タ ー | 川崎・大阪 |
| | 技　術　部　門 | 本社別館・外神田 |

（注）2022年４月26日付をもって、仙台支店といわき支店を統合し、東北支店といたしました。

(2) 子会社

| | |
|---|---|
| HONG KONG RYOSAN LIMITED | 中華人民共和国香港特別行政区 |
| EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED | 中華人民共和国香港特別行政区 |
| ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD. | 中華人民共和国上海市 |
| DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO.,LTD. | 中華人民共和国遼寧省大連市 |
| RYOTAI CORPORATION | 台湾 |
| SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED | シンガポール共和国 |
| RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD. | マレーシア |
| RYOSAN (THAILAND) CO., LTD. | タイ王国 |
| RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED | インド共和国 |
| KOREA RYOSAN CORPORATION | 大韓民国 |
| RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC. | アメリカ合衆国 |
| RYOSAN EUROPE GMBH | ドイツ連邦共和国 |

## 7　従業員の状況（2023年３月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

| 部　門 | 従業員数 | 前期比 |
|---|---|---|
| デバイス事業 | 752名（ 69名） | △19名（ 0名） |
| ソリューション事業 | 113名（ 16名） | 5名（ 0名） |
| 全社（共通） | 89名（ 29名） | 13名（ 4名） |
| 合　計 | 954名（114名） | △1名（ 4名） |

（注）１．従業員数は就業人員数（当社グループからの出向者を除き、当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期比 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 598名（114名） | △12名（ 4名） | 44.1歳 | 16.1年 |

（注）１．従業員数は就業人員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
２．平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を除いて算出しております。

## 8　重要な子会社の状況

| 名　　称 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| HONG KONG RYOSAN LIMITED | ５百万香港ドル | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED | １百万香港ドル | 100% | 半導体、電子部品の輸入及び現地仕入販売 |
| ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD. | 27百万人民元 | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD. | １百万人民元 | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOTAI CORPORATION | 80百万ニュー台湾ドル | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED | 1,460千シンガポールドル | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD. | １百万マレーシアリンギット | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOSAN (THAILAND) CO.,LTD. | 12百万タイバーツ | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED | 47百万インドルピー | 100% | 半導体、電子部品のコミッションセールス及び現地仕入販売 |
| KOREA RYOSAN CORPORATION | 1,000百万ウォン | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC. | 300千米ドル | 100% | 半導体、電子部品、IT機器の輸出入及び現地仕入販売 |
| RYOSAN EUROPE GMBH | １百万ユーロ | 100% | 半導体、電子部品の輸出入及び現地仕入販売 |

（注）出資比率は間接保有を含んでおります。

## 9　資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により資金調達を行いました。

## 10　主要な借入先（2023年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 18,556 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 14,147 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000 |

## 11　その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年５月15日開催の取締役会において、菱洋エレクトロ株式会社との間で経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両者の間で基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、同日開示の「菱洋エレクトロ株式会社と株式会社リョーサンの経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」をご参照下さい。

## Ⅱ　会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

**1　発行可能株式総数**　155,673,598株

**2　発行済株式の総数**　25,000,000株

**3　株主数**　5,866名

**4　大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| 菱洋エレクトロ株式会社 | 4,705 | 20.06 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,919 | 12.44 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,015 | 4.32 |
| 住友生命保険相互会社 | 861 | 3.67 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 821 | 3.50 |
| 日本生命保険相互会社 | 736 | 3.14 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 650 | 2.77 |
| 日本電気株式会社 | 604 | 2.57 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT | 566 | 2.41 |
| 株式会社シティインデックスイレブンス | 525 | 2.24 |

（注）１．当社は自己株式1,544千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式17千株は含まれておりません。

## Ⅲ　会社役員に関する事項

### 1　取締役の状況（2023年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役 | 稲葉和彦 | 社長執行役員 |
| 取締役 | 遠藤俊哉 | 執行役員<br>営業統括本部長　兼　国内第一営業本部長 |
| 取締役 | 猪狩裕之 | 執行役員<br>管理本部長 |
| 取締役 | 川端敦 | 株式会社日立製作所　グローバル環境統括本部　グローバル環境事業本部長付 |
| 取締役 | 川辺春義 | 株式会社サイバーリンクス　顧問 |
| 取締役<br>（常勤監査等委員） | 弘岡啓治 | |
| 取締役<br>（監査等委員） | 小川真人 | ACEコンサルティング株式会社　代表取締役<br>一般社団法人日英協会　監事<br>NPO法人シンクキッズ　監事 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 寺浦康子 | エンデバー法律事務所　パートナー弁護士<br>セイコーグループ株式会社　社外取締役<br>株式会社海外交通・都市開発事業支援機構　社外監査役 |

（注）１．監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、弘岡啓治氏を常勤の監査等委員に選定しております。
２．取締役　川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏は、社外取締役であります。
３．当社と各社外取締役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。
４．当社は、取締役　川端敦、川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．取締役（監査等委員）小川真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、任意の組織として指名・報酬諮問委員会を設置しております。なお、同委員会の構成員は、代表取締役　稲葉和彦、取締役　川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏であります。

7．当社は、執行役員制度を導入しており、2023年３月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員の状況は次のとおりであります。

| 氏　名 | 担　当 |
|---|---|
| 木　寅　博　文 | 執行役員<br>国内第二営業本部長 |
| 中　東　辰　美 | 執行役員<br>海外営業本部長 |
| 圓　尾　俊　介 | 執行役員<br>デバイス第一事業本部長 |
| 堀　江　浩　二 | 執行役員<br>デバイス第二事業本部長 |
| 桐　畑　保　彦 | 執行役員<br>デバイス第三事業本部長 |
| 水　澤　　聡 | 執行役員<br>ソリューション事業本部長 |
| 石　村　賢　治 | 執行役員<br>技術本部長 |
| 髙　橋　則　彦 | 執行役員<br>企画本部長 |
| 湯　浅　英　生 | 執行役員<br>財経本部長 |

（注）１．圓尾俊介氏は2023年１月５日付けで執行役員に就任しております。
２．岩舘隆二氏は2023年１月５日付けで執行役員を退任いたしました。

## 2　当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | | 対象となる役員の員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 固定報酬 | | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| | | 基本報酬 | 株式報酬 | 賞与 | | |
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。） | 152 | 52 | 2 | 82 | 14 | 3 |
| 取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。） | 16 | 15 | 0 | — | — | 2 |
| 社外取締役（監査等委員を除く。） | 11 | 11 | — | — | — | 2 |
| 社外取締役（監査等委員） | 19 | 19 | — | — | — | 4 |

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．上記には、2022年６月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。

3．固定報酬の内訳における株式報酬は、当該取締役において固定報酬のうち一定割合を役員持株会に拠出して自社株の取得に当てたものであります。

4．業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は一株当たり当期純利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、当社が掲げる資本効率向上の取り組みによるものであります。業績連動報酬は各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。なお、当事業年度を含む一株当たり当期純利益額の推移は、前掲14ページ「Ⅰ　企業集団の現況に関する事項」「４　財産及び損益の状況の推移」「(1) 企業集団の財産及び損益状況の推移」の表に記載のとおりであります。

5．非金銭報酬等として、2022年６月24日開催の第66回定時株主総会において業績連動型株式報酬を導入しております。本報酬制度は、当社が信託に対して金銭を拠出したうえで、当該信託が当該拠出金を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて当社株式の交付を行うというものであり、対象者は取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）とし、対象期間は2023年３月末日に終了する事業年度から2024年３月末日に終了する事業年度までとし、対象者に交付するために必要な当社株式の取得金額として当社が拠出する金銭の上限は合計80百万円とし、対象者に付与するポイント数の上限は１事業年度あたり9,000ポイント（１ポイントは当社株式１株）とすることなどが決議されております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2016年６月23日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額200百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名、取締役（監査等委員）の員数は６名です。また、これとは別枠で、2022年６月24日開催の第66回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名です。なお、本決議の概要については、上記(1) 注５をご参照ください。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。また、取締役の報酬制度の在り方については、指名・報酬諮問委員会において検討を行っております。

② 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は以下を基本方針としております。

・説明責任が果たせる公正な報酬体系とする。
・各々の役員が担う機能・役割に応じた報酬体系とする。
・企業価値向上に配慮した報酬体系とする。
・当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とする。

③ 報酬体系

取締役の報酬は、同業他社の支給基準を参考に、役割、職責に見合った報酬水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬及び株式報酬から構成しております。固定報酬はこれを月次にて支給しております。業績連動報酬は、１株当たり当期純利益基準額に連動した取締役賞与制度を導入しており、これを適時に支給しております。株式報酬は、信託を用いた業績連動型の株式報酬制度を導入しており、株式交付規程に従い、毎年一定の日に役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、所定の要件を満たしたときにポイントに応じた数の当社株式を給付することで、株主価値の共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブを高めております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから固定報酬のみ支給しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の授権を受けた当社グループを統括する代表取締役　社長執行役員　稲葉和彦氏が、業績連動報酬に係る業績指標の具体的な内容、業績連動報酬の額又は数の算定方法、報酬の種類ごとの割合を含めて決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会での協議により決定しております。

## 3　社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

| 区　分 | 氏　名 | 取締役会 | | 監査等委員会 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 | 川端　敦 | 10回／10回 | 100% | － | － |
| 取締役 | 川辺春義 | 10回／10回 | 100% | － | － |
| 取締役（監査等委員） | 小川真人 | 13回／13回 | 100% | 13回／13回 | 100% |
| 取締役（監査等委員） | 寺浦康子 | 10回／10回 | 100% | 10回／10回 | 100% |

（注）取締役川端敦氏及び川辺春義氏、取締役（監査等委員）寺浦康子氏は、2022年６月24日開催の第66回定時株主総会において選任されており、就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会における活動状況

取締役川端敦氏には、長年に亘る自動車業界における経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び中長期の企業価値向上に関するアドバイスなど経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役川辺春義氏には、長年に亘るITサービス業界における起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及びIT基盤の整備に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び

発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）小川真人氏には、長年に亘る公認会計士並びにコンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び内部統制の強化に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）寺浦康子氏には、長年に亘る弁護士としての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営の健全性に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

**4　会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項**

(1) 被保険者の範囲

当社の会社法上の役員、執行役員及び子会社役員（国内からの出向者）等

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が当社又は子会社の役員としての職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する損害等については、補償の対象外としております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## Ⅳ　会計監査人の状況

### 1　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（単位：百万円）

| 区　　分 | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 65 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

3．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

### 3　非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## Ⅴ　会社の体制及び方針

### 1　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」の整備の基本方針は、次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等（当社子会社の取締役に相当する者を含む。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役等及び使用人は職務の執行に当たり、法令及び定款に適合することを確保するため、社訓並びにリョーサンスピリットの企業憲章及び倫理規定（以下「コンプライアンス関係諸規程」という。）を遵守するものとする。

・倫理担当役員はコンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動を通じて取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守する体制の確保に努める。

・取締役等及び使用人は、当社グループの業務上の不正、違法及び反倫理的行為等を発見した場合には、グループ共通のコンプライアンスホットラインに通報し、倫理担当役員は、事実関係を調査のうえ、必要に応じ是正措置を講じる。

・当社監査室による監査の適切な実施により職務執行が法令及び定款に違反することを防止する体制を確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書保存規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、環境マネジメントシステム運用規程、災害対策基本規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、当該リスクを適切に管理する。

・営業上のリスクについては、販売管理規程、債権管理規程及び在庫管理の諸規程に従って適切に管理する。

・上記リスク等につき緊急事態が発生した場合には、危機管理マニュアル及び災害対策基本規程等に従い危機管理体制にて適切に対応する。

④　当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画及び年度予算等の当社グループ全体の経営に係る重要案件については、事前に会議等において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
・取締役会は、各本部長及び各子会社社長の職務につき、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、当該規程に基づき効率的な職務の執行を確保する。
・取締役等の職務執行の効率化を図るため、ITを活用した業務の合理化及び電子化を推進する。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づき、重要な決裁案件について当社へ報告し又は当社から承認を得る。
・グループ拠点長会議等の重要会議を定期的に開催することにより、グループの経営情報の共有化を図る。
・当社監査室は、内部監査規程に基づき、当社子会社に対する監査を実施することにより、当社子会社から当社への報告又は当社による承認等が適正に実践されているかどうかを確認する。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する使用人を配置する。
・監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行し、当該業務の遂行について取締役の指揮命令を受けない。
・前号の使用人は監査等委員会からの指示があった際には他の業務に優先して当該指示に係る業務を行う。

⑦　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ．当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

・監査等委員は、経営執行会議、業務執行会議等の重要会議に出席することができる。

・取締役及び使用人は、法定の報告事項に加え職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。

・取締役及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

ロ．当社子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

・監査等委員は、グループ拠点長会議等の重要会議に出席することができるほか、子会社に対する定期的な監査により、子会社から、適宜報告を受ける。

・取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。

・取締役等及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

⑧　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・倫理規定及び内部通報規程において、いかなる場合においても、監査等委員会に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないことを定める。

⑨　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実行を担保するべく、必要な予算を計上する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・各自専門性を持った監査等委員を配することにより実効的な監査が行われることを確保する。

・監査等委員は、定期に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

・監査等委員は、監査等委員会において、監査の実施状況及び結果等について報告を行い、必要な協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに対する取り組みの状況

コンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動の一環として、「RS価値観研修」等を通じ、使用人に対してその周知徹底を図りました。

また、当社グループ共通のコンプライアンスホットラインを通じて法令・定款及びコンプライアンス関係諸規程を始めとする各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図っております。

②　取締役の職務執行の状況

当事業年度中、13回開催された取締役会においては、経営に係る重要案件について決議をするなど、法令・定款等への適合性及びその妥当性の観点から、取締役の職務執行を監督いたしました。また、当社においては、社外取締役を４名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

③　監査等委員会に関する状況

当事業年度中、13回開催された監査等委員会において、監査等委員は、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査等を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況について報告いたしました。また、監査等委員会は、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人及び内部統制部門等との連携を推進いたしました。

④　危機管理に対する取り組みの状況

環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、各種社内規程に基づき、全使用人に対する安否確認訓練や定期的な教育を通じて周知徹底しております。また、営業上のリスクについても、各種社内規程に基づき、適切に管理を実施しております。

⑤　子会社（グループ）管理に対する取り組みの状況

当社は、グループ会社管理規程等に基づき、子会社から重要な決裁案件等の報告を適宜受けております。さらに、グループ拠点長会議等の重要会議を定期的に開催することにより、取締役と各使用人との間でグループの経営情報の共有化を図っており、その摘録は全使用人に共有されております。

**2　剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと認識するとともに、１株当たり当期純利益の向上に努めています。配当につきましては、連結配当性向50％を目途に実施することを基本方針としております。

この基本方針に則り、当連結会計年度の期末配当につきましては、2023年５月15日開催の取締役会におきまして、１株当たり90円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当を含めました年間配当は１株当たり165円となります。

なお、当社は、2006年６月23日開催の第50回定時株主総会において、剰余金の配当等を、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨の定款変更を行っております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 173,923 | 流動負債 | 83,336 |
| 現金及び預金 | 16,760 | 買掛金 | 39,999 |
| 受取手形及び売掛金 | 95,115 | 短期借入金 | 33,703 |
| 商品及び製品 | 47,680 | リース債務 | 157 |
| 仕掛品 | 16 | 未払金 | 3,863 |
| 未収入金 | 14,345 | 未払費用 | 2,497 |
| その他 | 649 | 未払法人税等 | 2,631 |
| 貸倒引当金 | △645 | その他 | 483 |
| 固定資産 | 14,265 | 固定負債 | 2,120 |
| 有形固定資産 | 8,364 | リース債務 | 318 |
| 建物及び構築物 | 2,539 | 繰延税金負債 | 797 |
| 土地 | 5,179 | 退職給付に係る負債 | 838 |
| リース資産 | 451 | 資産除去債務 | 24 |
| その他 | 193 | その他 | 142 |
| 無形固定資産 | 1,059 | 負債合計 | 85,457 |
| 投資その他の資産 | 4,842 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 3,474 | 株主資本 | 95,705 |
| 繰延税金資産 | 398 | 資本金 | 17,690 |
| その他 | 1,069 | 資本剰余金 | 19,114 |
| 貸倒引当金 | △100 | 利益剰余金 | 65,358 |
| | | 自己株式 | △6,458 |
| | | その他の包括利益累計額 | 7,026 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,443 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| | | 為替換算調整勘定 | 5,649 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △67 |
| | | 純資産合計 | 102,731 |
| 資産合計 | 188,188 | 負債・純資産合計 | 188,188 |

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 325,657 |
| 売上原価 | | 292,848 |
| 売上総利益 | | 32,808 |
| 販売費及び一般管理費 | | 17,385 |
| 営業利益 | | 15,423 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 37 | |
| 受取配当金 | 77 | |
| 持分法による投資利益 | 61 | |
| 受取手数料 | 149 | |
| 受取賃貸料 | 48 | |
| 雑収入 | 217 | 591 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,205 | |
| 為替差損 | 1,403 | |
| 雑損失 | 43 | 2,653 |
| 経常利益 | | 13,361 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| ゴルフ会員権評価損 | 0 | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 13,362 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,097 | |
| 法人税等調整額 | 40 | 4,137 |
| 当期純利益 | | 9,224 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 9,224 |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 99,016 | 流動負債 | 45,280 |
| 現金及び預金 | 6,390 | 買掛金 | 27,011 |
| 受取手形 | 755 | 短期借入金 | 12,709 |
| 電子記録債権 | 3,746 | リース債務 | 77 |
| 売掛金 | 57,848 | 未払金 | 1,751 |
| 商品及び製品 | 23,562 | 未払費用 | 1,766 |
| 仕掛品 | 16 | 未払法人税等 | 1,894 |
| 未収入金 | 5,851 | その他 | 70 |
| その他 | 852 | 固定負債 | 2,221 |
| 貸倒引当金 | △6 | リース債務 | 128 |
| 固定資産 | 14,720 | 退職給付引当金 | 460 |
| 有形固定資産 | 7,829 | 債務保証損失引当金 | 1,579 |
| 建物 | 2,426 | 資産除去債務 | 24 |
| 構築物 | 2 | その他 | 29 |
| 工具・器具及び備品 | 63 | 負債合計 | 47,502 |
| 土地 | 5,153 | (純資産の部) | |
| リース資産 | 183 | 株主資本 | 64,789 |
| 無形固定資産 | 595 | 資本金 | 17,690 |
| ソフトウェア | 544 | 資本剰余金 | 19,114 |
| その他 | 51 | 資本準備金 | 19,114 |
| 投資その他の資産 | 6,294 | 利益剰余金 | 34,443 |
| 投資有価証券 | 3,151 | 利益準備金 | 1,371 |
| 関係会社株式 | 1,049 | その他利益剰余金 | 33,071 |
| 出資金 | 127 | 別途積立金 | 19,300 |
| 関係会社出資金 | 494 | 繰越利益剰余金 | 13,771 |
| 繰延税金資産 | 904 | 自己株式 | △6,458 |
| その他 | 566 | 評価・換算差額等 | 1,444 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,443 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| | | 純資産合計 | 66,234 |
| 資産合計 | 113,736 | 負債・純資産合計 | 113,736 |

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 190,816 |
| 売上原価 | | 172,180 |
| 売上総利益 | | 18,636 |
| 販売費及び一般管理費 | | 11,276 |
| 営業利益 | | 7,359 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 16 | |
| 受取配当金 | 1,063 | |
| 経営指導料 | 516 | |
| 雑収入 | 169 | 1,765 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 558 | |
| 為替差損 | 882 | |
| 投資事業組合運用損 | 5 | |
| 雑損失 | 18 | 1,464 |
| 経常利益 | | 7,660 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 4 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 0 | |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 199 | 203 |
| 税引前当期純利益 | | 7,457 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,438 | |
| 法人税等調整額 | △191 | 2,247 |
| 当期純利益 | | 5,209 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

株式会社リョーサン
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　島　繁　雄

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　啓　二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リョーサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

株式会社リョーサン
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川　島　繁　雄 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小　出　啓　二 |

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年４月１日から2023年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月25日

株式会社リョーサン　監査等委員会

常勤監査等委員　弘　岡　啓　治　㊞

監査等委員　小　川　真　人　㊞

監査等委員　寺　浦　康　子　㊞

（注）監査等委員　小川真人及び寺浦康子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

電子提供措置の開始日2023年６月６日

# 第67回定時株主総会
# その他の電子提供措置事項
# （交付書面省略事項）

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

# 株式会社リョーサン

# 連結株主資本等変動計算書

(2022年４月１日から
2023年３月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 17,690 | 19,114 | 59,586 | △6,534 | 89,857 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,399 | | △3,399 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 9,224 | | 9,224 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | △53 | 117 | 63 |
| 株式交付信託による自己株式の取得 | | | | △63 | △63 |
| 株式交付信託による自己株式の処分 | | | | 23 | 23 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | 5,771 | 76 | 5,847 |
| 当期末残高 | 17,690 | 19,114 | 65,358 | △6,458 | 95,705 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 1,257 | 1 | 3,634 | △25 | 4,867 | 94,724 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,399 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 9,224 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 63 |
| 株式交付信託による自己株式の取得 | | | | | | △63 |
| 株式交付信託による自己株式の処分 | | | | | | 23 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 186 | 0 | 2,014 | △42 | 2,158 | 2,158 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 186 | 0 | 2,014 | △42 | 2,158 | 8,006 |
| 当期末残高 | 1,443 | 1 | 5,649 | △67 | 7,026 | 102,731 |

# 連 結 注 記 表

**1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　15社

主要な連結子会社の名称

HONG KONG RYOSAN LIMITED
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.
DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.
RYOTAI CORPORATION
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED
KOREA RYOSAN CORPORATION
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.
RYOSAN EUROPE GMBH

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

アイオーコア株式会社
青島三源泰科電子科技有限公司
株式会社プリケン

当連結会計年度において株式会社プリケンの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.及びDALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品及び仕掛品……移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ（為替予約）の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、当社については、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は、建物及び構築物は８年から50年、その他は５年から15年であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループは、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す義務を負っております。両事業ともに当該履行義務は、商品又は製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価によって算定しておりますが、ソリューション事業における一部の取引で、顧客に支払われる対価の一部を売上高から直接減額しております。

また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．未認識数理計算上の差異の計上方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額のうち、当社持分は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦　重要なヘッジ会計の処理

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、原則として、顧客からの受注時又は仕入先への発注時に、その取引毎に決済日を基準として個別に為替予約取引を行うこととしております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

外貨建ての受注金額、発注金額又は金銭債権債務に同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振り当てる方法により、為替予約締結後の外国為替相場の変動による対応関係が確保されている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

**2．会計上の見積りに関する注記**

商品及び製品

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　47,680百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する商品及び製品は、市場の需給の影響を受け市場価格が低下する場合や、顧客の生産中止などにより販売し切れなくなる場合等があり、当該収益性の低下を商品及び製品の評価に反映させるため、評価基準として原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。当該評価基準の適用に当たっては、保有理由区分及び回転率に基づいて評価を行う一般在庫評価と、個別に将来の販売可能性に基づいて評価を行う個別在庫評価により見積りを行っておりますが、顧客の所要数量が急激に下落する等、見積りの前提と実績が乖離した場合には、廃棄や評価の見直しが必要となり、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**3．会計方針の変更に関する注記**

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当連結会計年度における連結計算書類に与える影響はありません。

**4．連結貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券　173百万円

上記資産は、仕入債務（4,607百万円）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,534百万円

**5．連結損益計算書に関する注記**

(1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入額と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、当連結会計年度の売上原価に棚卸資産評価損の繰入額が115百万円含まれております。

**6．連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 25,000 | － | － | 25,000 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,571 | 28 | 38 | 1,561 |

（注１）当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式が17千株含まれております。

（注２）普通株式の自己株式数の増加は、株式交付信託による取得による増加28千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

（注３）普通株式の自己株式数の減少は、自己株式の処分による減少28千株、株式交付信託による処分による減少10千株及び単元未満株式の買増しによる減少０千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年５月13日取締役会 | 普通株式 | 1,639 | 70 | 2022年３月31日 | 2022年６月８日 |
| 2022年10月31日取締役会 | 普通株式 | 1,759 | 75 | 2022年９月30日 | 2022年11月29日 |

（注）2022年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金１百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年５月15日取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,111 | 90 | 2023年３月31日 | 2023年６月12日 |

（注）2023年５月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金１百万円が含まれております。

## 7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

また、資金調達については後述する為替変動リスクを回避するために短期的な外貨建て資金の銀行借入を行うほか、銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により運転資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程、販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の信用状況を定期的に把握しております。

また、海外に事業展開していることから生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務とネットしたポジションについて外貨建てで銀行借入を行うことにより、為替の変動リスクを回避しております。営業取引については、仕入通貨と売上通貨は同一にすることを原則としておりますが、同一にできない取引の場合は、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役会に報告しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品でありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金の支払期日は１年以内であります。また、その一部には外貨建て営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に外貨建て営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に上記の為替変動リスクを回避するため、コマーシャル・ペーパーは買掛金の支払に充てるために発行しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額（＊） | 時価（＊） | 差額 |
|---|---|---|---|
| ① 投資有価証券 | 2,977 | 2,977 | － |
| ② 長期預金 | 300 | 251 | (48) |
| ③ デリバティブ取引 | 2 | 2 | － |

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | 37 |
| 関連会社株式 | 188 |
| 関連会社出資金 | 134 |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 137 |

上記市場価格のない株式等につきましては、「① 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格によって算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に関するインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を区分しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 2,977 | － | － | 2,977 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 2 | － | 2 |
| 資産計 | 2,977 | 2 | － | 2,979 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 0 | － | 0 |
| 負債計 | － | 0 | － | 0 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 長期預金 | － | 251 | － | 251 |
| 資産計 | － | 251 | － | 251 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レートや金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

**８．退職給付に関する注記**

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか確定給付企業年金制度及び確定拠出型年金制度を設けております。一部の在外連結子会社は、確定給付型制度を設けており、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 4,904百万円 |
| 勤務費用 | 248 |
| 利息費用 | 39 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 61 |
| 退職給付の支払額 | △263 |
| その他 | △1 |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,987 |

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 4,003百万円 |
| 期待運用収益 | 50 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △10 |
| 事業主からの拠出額 | 554 |
| 退職給付の支払額 | △259 |
| 年金資産の期末残高 | 4,338 |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 4,987百万円 |
| 年金資産 | △4,338 |
| | 649 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 649 |
| | |
| 退職給付に係る負債 | 649 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 649 |

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 248百万円 |
| 利息費用 | 39 |
| 期待運用収益 | △50 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 11 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 249 |

⑤ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 数理計算上の差異 | △61百万円 |

⑥ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 未認識数理計算上の差異 | 97百万円 |

⑦ 年金資産の主な内訳

| | |
|---|---|
| 保険資産（一般勘定） | 100% |

⑧ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑨ 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|---|---|
| 割引率 | 0.82% |
| 長期期待運用収益率 | 1.25% |

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 167百万円 |
| 勤務費用 | 34 |
| 退職給付の支払額 | △8 |
| 制度への拠出額 | △3 |
| その他 | △0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 188 |

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 34百万円 |
| 年金資産 | △25 |
| | 8 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 180 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 188 |
| | |
| 退職給付に係る負債 | 188 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 188 |

③ 退職給付費用

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 34百万円 |

(4) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、165百万円であります。

**9．税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|---|---|
| 棚卸資産評価損 | 287百万円 |
| 繰延資産償却超過額 | 13 |
| 投資有価証券 | 33 |
| ゴルフ会員権 | 43 |
| 未払事業税等 | 62 |
| 未払賞与 | 375 |
| 退職給付に係る負債 | 208 |
| 未払金否認 | 260 |
| 支払手数料 | 185 |
| その他 | 682 |
| 繰延税金資産小計 | 2,152 |
| 評価性引当額 | △411 |
| 繰延税金資産合計 | 1,740 |

(繰延税金負債)

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △383 |
| 在外子会社の留保利益 | △1,732 |
| その他 | △24 |
| 繰延税金負債合計 | △2,140 |
| 繰延税金負債の純額 | △399 |

(注) 繰延税金負債の純額のうち、398百万円は連結貸借対照表の固定資産の「繰延税金資産」に含まれております。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

**10. 収益認識に関する注記**

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | |
|---|---|---|---|
| | デバイス事業 | ソリューション事業 | 計 |
| 半導体 | 220,306 | － | 220,306 |
| 電子部品 | 65,274 | － | 65,274 |
| IT機器 | － | 23,610 | 23,610 |
| ソリューション | － | 16,466 | 16,466 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 285,580 | 40,076 | 325,657 |
| 外部顧客への売上高 | 285,580 | 40,076 | 325,657 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項④　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を認識するための情報

① 契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額　4,383円09銭

(2) 1株当たり当期純利益　393円70銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 17,690 | 19,114 | 19,114 | 1,371 | 19,300 | 12,014 | 32,686 | △6,534 | 62,956 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △3,399 | △3,399 | | △3,399 |
| 当期純利益 | | | | | | 5,209 | 5,209 | | 5,209 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | △53 | △53 | 117 | 63 |
| 株式交付信託による自己株式の取得 | | | | | | | | △63 | △63 |
| 株式交付信託による自己株式の処分 | | | | | | | | 23 | 23 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 1,756 | 1,756 | 76 | 1,832 |
| 当期末残高 | 17,690 | 19,114 | 19,114 | 1,371 | 19,300 | 13,771 | 34,443 | △6,458 | 64,789 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,257 | 1 | 1,258 | 64,214 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,399 |
| 当期純利益 | | | | 5,209 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 63 |
| 株式交付信託による自己株式の取得 | | | | △63 |
| 株式交付信託による自己株式の処分 | | | | 23 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 186 | 0 | 186 | 186 |
| 事業年度中の変動額合計 | 186 | 0 | 186 | 2,019 |
| 当期末残高 | 1,443 | 1 | 1,444 | 66,234 |

# 個 別 注 記 表

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品及び仕掛品……移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ（為替予約）の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は、建物は８年から50年、工具・器具及び備品は５年から15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんは５年で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社に対する投資による損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、その必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理差異計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 債務保証損失引当金

子会社への債務保証等に係る損失に備えるため、子会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す義務を負っております。両事業ともに当該履行義務は、商品又は製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価によって算定しておりますが、ソリューション事業における一部の取引で、顧客に支払われる対価の一部を売上高から直接減額しております。

また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、原則として、顧客からの受注時又は仕入先への発注時に、その取引毎に決済日を基準として個別に為替予約取引を行うこととしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

外貨建ての受注金額、発注金額又は金銭債権債務に同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振り当てる方法により、為替予約締結後の外国為替相場の変動による対応関係が確保されている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

**2．会計上の見積りに関する注記**

商品及び製品

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　23,562百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に掲載した内容と同一であります。

**3．会計方針の変更に関する注記**

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度における計算書類に与える影響はありません。

**4．表示方法の変更に関する注記**

前事業年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「のれん」（前事業年度４百万円）、「電話加入権」（前事業年度47百万円）及び「リース資産」（前事業年度０百万円）につきましては、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」（当事業年度51百万円）に含めて表示しております。

**5．貸借対照表に関する注記**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券　173百万円

上記資産は、仕入債務（4,607百万円）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,646百万円

(3) 保証債務等

① 関係会社の金融機関からの借入等に対する保証書及び経営指導念書差入れによる偶発債務残高　19,557百万円

② 関係会社の仕入先に対する連帯保証債務残高　564百万円

③ 関係会社の仕入先に対する債務保証残高　4,725百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 関係会社に対する短期金銭債権　4,601百万円

② 関係会社に対する短期金銭債務　40百万円

**6．損益計算書に関する注記**

(1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前事業年度の評価損の戻入額と当事業年度の評価損を相殺した結果、当事業年度の売上原価に棚卸資産評価損の繰入額が179百万円含まれております。

(2) 関係会社との取引高

① 売上高　20,646百万円

② 仕入高　572百万円

③ その他の営業取引高　－百万円

④ 営業取引以外の取引による取引高　1,523百万円

**7．株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（千株） | 当事業年度増加株式数（千株） | 当事業年度減少株式数（千株） | 当事業年度末株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,571 | 28 | 38 | 1,561 |

（注１）当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式が17千株含まれております。

（注２）普通株式の自己株式数の増加は、株式交付信託による取得による増加28千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

（注３）普通株式の自己株式数の減少は、自己株式の処分による減少28千株、株式交付信託による処分による減少10千株及び単元未満株式の買増しによる減少０千株であります。

**8．税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|---|---|
| 棚卸資産評価損 | 242百万円 |
| 減価償却超過額 | 13 |
| 投資有価証券 | 39 |
| 子会社株式 | 405 |
| ゴルフ会員権 | 43 |
| 未払賞与 | 350 |
| 退職給付引当金 | 140 |
| 債務保証損失引当金 | 483 |
| 貸倒引当金 | 2 |
| その他 | 542 |
| 繰延税金資産小計 | 2,264 |
| 評価性引当額 | △973 |
| 繰延税金資産合計 | 1,290 |
| (繰延税金負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | △383 |
| その他 | △2 |
| 繰延税金負債合計 | △386 |
| 繰延税金資産の純額 | 904 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。

**9．関連当事者との取引に関する注記**

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種　類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | HONG KONG RYOSAN LIMITED | 香　港 | 5百万香港ドル | 半導体及び電子部品販売業 | 直接　99%<br>間接　1% | 商品の仕入販売<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証（注1） | 8,465 | － | － |
| 子会社 | ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD. | 中　国 | 27百万人民元 | 半導体及び電子部品販売業 | 直接　100% | 商品の仕入販売<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証（注1） | 7,369 | － | － |
| 子会社 | RYOTAI CORPORATION | 台　湾 | 80百万ニュー台湾ドル | 半導体及び電子部品販売業 | 直接　100% | 商品の仕入販売<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証（注1） | 2,973 | － | － |
| 子会社 | SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED | シンガポール | 1百万シンガポールドル | 半導体及び電子部品販売業 | 直接　100% | 商品の仕入販売<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証（注1） | 1,245 | － | － |
| 子会社 | EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED | 香　港 | 1百万香港ドル | 半導体及び電子部品販売業 | 直接　90%<br>間接　10% | 債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証（注1）（注2） | 2,589 | 債務保証損失引当金 | 1,579 |

（注1）借入先の金融機関及び仕入先に対して債務保証等を行っております。債務保証等に係る保証料等は受領しておりません。

（注2）当事業年度において債務保証損失引当金繰入額199百万円を計上しております。

**10. 収益認識に関する注記**

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**11．1株当たり情報に関する注記**

（1）1株当たり純資産額　　2,825円91銭

（2）1株当たり当期純利益　　222円34銭

（注）1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。